

2020年1月17日 第16回社会保障審議会児童部会
ひとり親家庭への支援施策の在り方に関する専門委員会 議事録

○日時 令和2年1月17日（金）12:00～14:00

○場所 TKP 新橋カンファレンスセンター 14階ホール14E
（東京都千代田区内幸町1丁目3-1 幸ビルディング）

○出席者

（委員）

小杉 委員長（労働政策研究・研修機構研究顧問）
新保 委員長代理（神奈川県立保健福祉大学教授）
合原 委員（全国母子寡婦福祉団体協議会母子部顧問）
島崎 委員（政策研究大学院大学教授）
鈴木 委員（浜松市こども家庭部子育て支援課長）
芹澤 委員（全国母子生活支援施設協議会副会長）
森内 委員（全国母子・父子自立支援員連絡協議会会長）
渡邊 代理人（松戸市子ども部長 町山委員代理）

（参考人）

赤石 参考人（NPO 法人しんぐるまざあず・ふぉーらむ理事長）
佐藤 参考人（ハンド・イン・ハンドの会主任研究員）
新川 参考人（NPO 法人 M-STEP 理事長）
村上 参考人（全国父子家庭支援ネットワーク理事長）

（事務局）

渡辺 子ども家庭局長
依田 内閣官房内閣審議官（子ども家庭局併任）
成松 家庭福祉課長
度会 母子家庭等自立支援室長
原田 母子家庭等自立支援推進官
川岸 母子家庭等自立支援室室長補佐

○議題

- （1）母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針及び平成 26 年改正法の改正後の施策の実施状況について
- （2）その他

○配付資料

資料1 「母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」の見直し等について（案）

資料2 「母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」新旧対照表（案）

参考資料1 母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針に定められた施策に関する評価書（平成27年度～令和元年度）

参考資料2 平成30年度母子家庭の母及び父子家庭の父の自立支援施策の実施状況

○議事

○ 度会母子家庭等自立支援室長

それでは、定刻となりましたので、只今から第16回ひとり親家庭への支援施策の在り方に関する専門委員会を開催いたします。委員、参考人の皆様には、お忙しい中お集まりいただきまして誠にありがとうございます。

本日の委員の出席は7名、参考人の出席は4名でございます。永澤委員および町山委員は欠席でございます。なお、本日欠席の町山委員の代理として、松戸市子ども部子育て支援課の渡邊亜紀（わたなべ あき）課長補佐にご出席をいただいております。また、本日、新保委員、赤石参考人は、遅れての参加となっております。

次に事務局ですが、総務課長の宮本が欠席となっております。

それでは、議事に移りたいと思います。小杉委員長よろしく願いいたします。

○ 小杉委員長

はい。それでは、今日も皆様よろしく願いいたします。

まずはじめに、本日の資料の確認を事務局よりお願いいたします。

○ 度会母子家庭等自立支援室長

はい。それでは、資料の確認をさせていただきます。配布資料は、議事次第のほか、資料1としまして、『母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針』の見直し等について（案）、資料2として、『母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針』の新旧対照表（案）、それと参考資料1としまして、「基本方針に定められた施策に関する評価書」参考資料2として「平成30年度母子家庭の母及び父子家庭の父の自立支援施策の実施状況」となっております。このほか、委員および参考人の皆様の机の上には、委員名簿、座席表と、前回までの資料を準備しております。お手元の資料に不備などございましたら、お知らせください。

次に、お手元のマイクの使い方ですが、ご発言の際はマイクのボタンを押していただき、終わったら切ることを徹底していただきますようお願いいたします。カメラの撮影につきましては、ここまでとさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

それから、傍聴される皆様におかれましては、傍聴時の注意事項の厳守をお願いいたします。

それでは、小杉委員長、よろしくお願いいたします。

○ 小杉委員長

はい。それでは、議事に入ります。本日は、母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための基本的な方針の見直し等について議論を行います。本日の進め方ですけれども、はじめに本日の資料につきまして、事務局より説明を聴取いたします。その後、意見交換を進めていきたいと思っております。

では、資料について事務局より説明をお願いいたします。

○ 原田母子家庭等自立支援推進官

事務局でございます。資料について私の方から説明をさせていただきたいと思っております。

前回、年末12月26日に開催させていただいた第15回の会議では、これまでの本専門委員会での主な意見と、今後の検討に当たっての議論の整理の2つの資料を基に、委員・参考人の皆様から基本方針の見直しと、平成26年改正法の附則の検討規定に基づく検討に関し、様々なご議論・ご意見をいただいたところです。また、会議後には事務局に個別にご意見もお寄せいただいたところでございます。

本日はお手元の資料1の「基本方針の見直し等について(案)」と、資料2の「基本方針新旧対照表(案)」の2つの資料を事務局の方で準備させていただきました。

資料1が、前回までのご議論・ご意見を事務局として受け止めさせていただきまして、全体の対応方針を案として整理させていただいている資料です。資料1の1ページは、基本方針の見直しについて記載しています。ご覧いただきますと、冒頭「施策の評価結果、近年のひとり親家庭及び寡婦の家庭生活及び職業生活の動向、専門委員会での意見聴取の結果等を踏まえ、今後、パブリックコメント等の手続を経て、年度内に令和2年度から令和6年度までの5年間の基本方針として見直しを行う。」という全体の対応方針を記載させていただいた上で、見直しのポイントをまとめさせていただいております。

資料2の新旧対照表のページ番号を付記させていただいておりますので、後程、資料2とともにご説明をさせていただきたいと思っております。

先に資料の全体像を簡単にご説明させていただきますが、資料1の2ページ目は、基本方針の見直し以外の検討事項についてです。委員・参考人の皆様からの前回までのご議論・ご意見につきましては、基本的に基本方針に反映できるものは基本方針に反映させていただくという方針で作業をさせていただいております。その上で、ここでは法改正を要する事項で、平成26年改正法の5年後見直しとして対応する事項を、また、今後の検討事項として、調査研究や関係省庁との連携した対応が今後必要となってくる事項を整理させていただいているという形の資料構成になってございます。

それでは、1ページ目に戻りまして、まずは、基本方針の見直しに関してご説明をさせていただきたいと思っております。ちょっと分厚い資料でございますが、お手元の資料2の新旧対照表と併せてご覧いただければと思います。基本方針は、大きく、家庭生活及び職業生活の動向として基礎データが記載されている部分、今後の施策の基本的な方向性や基本目標が記載されている部分、最後に、自立促進計画の策定など地方公共団体における施策の推進等について記載されている部分、大きく3つに分かれてございますけれども、1ページのほうでその概要を整理

させていただいております。

まずは、基礎データが記載されている部分、新旧対照表では1ページ目から24ページ目の第1の部分になりますけれども、全体的に、平成28年の全国ひとり親世帯等調査など最新の統計データに更新をさせていただいております。これらの最新データから読み取れることをまとめて記載している部分が、この24ページまでの、一番最後の23ページ24ページの部分にございますが、資料2の23ページのところをご覧くださいと、「母子世帯及び寡婦の状況」の(1)の部分のところに、母子世帯については「自分の健康に困っているとの回答が一定割合存在する」ということ。1ページ新旧をおめくりいただきまして、24ページには、父子世帯について、24ページの8行目ですけれども、「就労収入が高い水準にある場合であっても住宅ローン等の債務を負いながら経済的な問題を抱えているケースがあることも想定される」というようなことを追記させていただいております。

次に、今後の施策の基本的な方向性や基本目標についてでございますけれども、先ほどの資料1の1ページの概要資料ですと、前回の会議で提出させていただいた5つの施策の柱に沿って、整理をさせていただいております。

まず、相談支援関係でございますけれども、資料2の新旧対照表では28ページ以降になってございます。28ページの一番下の行からご説明をさせていただきますけれども、一番下の行に「都道府県等及び市等においても、母子・父子自立支援員が十分な相談支援を担うことができるよう必要な体制や環境を整備していくことが求められる」というような記載をまず書かせていただいております。

次に、29ページの一番下のところでございますが、「行政との関わりを持つ機会が持ちづらい母子家庭及び父子家庭並びに寡婦についても必要な支援が行き届くよう、母子生活支援施設や地域の民間団体との連携により、きめ細かな相談・支援を行う仕組みを構築することが必要である」ということを書かせていただいております。

次に1枚おめくりいただきまして30ページでございますが、下から2段落の部分でございますが、「支援を必要とする者に確実に情報等が届くようアウトリーチ型の相談やSNSの活用をさらに図っていくことが求められる」ということ。また、「行政内の各担当部署が有する情報を把握・活用して相談支援を有意義なものとする事が求められる」ということ。

次の段落ですが、「児童扶養手当の支給要件の確認等の手続において、受給資格者の生活実態の確認に際しては、必要以上にプライバシーの問題に立ち入らないよう十分配慮する必要がある、プライバシーに関わる事項について確認が必要な場合には、確認の必要性について理解が得られるよう児童扶養手当の支給要件との関係について十分に説明を行うとともに、個室や衝立のあるコーナーで行う等プライバシー保護に配慮した事務運営を行うことが必要であること」記載させていただいております。

31ページの次の段落ですが、「母子家庭及び父子家庭並びに寡婦が様々な事情を抱えていることを理解し、個々の家庭に寄り添った相談対応を行うことが求められており、これらの相談対応について職員向けの研修等を通じて質の向上に努めることが重要である」ということを書かせていただいております。

次に子育て・生活支援関係でございますが、こちらも新旧対照表の該当部分をご紹介しますけれども、31ページの一番下の部分でございますが、「相談に対応する職員は、

母子家庭の母及び父子家庭の父からの相談に当たり個々のニーズに応じて、これらの支援施策が選択できるよう日頃から各支援施策の担当者との連携を密にしておくとともに、必要に応じてこれらの支援施策の利用の申請をあっせんする等の対応を行うことが重要である」ということを記載させていただいています。

次の次の段落ですけれども、学習支援の関係です。「学習支援等の実施にあたっては」少し飛ばして読ませていただきますけれども、「学習支援事業の担当者間で連携をしながら地域の母子家庭及び父子家庭の子どもへの学習支援等の実施を推進していくことが重要である」ということ。「さらに、事業の実施にあたっては、教育委員会や関係団体と連携するなど地域資源を積極的に活用することが望ましい」ということ。「また、現状では参加していない子どもの参加を促す等の工夫が求められており、好事例や様々な課題への対応事例の収集・展開などにより更なる普及を図っていくことが重要である」ということを書かせていただいております。

続いて、就業支援関係でございますけれども、新旧対照表では 32 ページ以降に記載があります。33 ページの上の部分を読ませていただきますけれども、「まず自己肯定感を高めるような内容やライフプランに関するものを盛り込んでいくことにも留意が必要である」ということ。1枚おめくりいただきまして 34 ページでございますが、子どもの就労支援の関係でございます。「また」から始まるところでございますが、「また、親のみならず、希望に応じ子どもの就労を支援するといった視点も重要である。子どもの就労支援については、ひとり親家庭の子どもを対象とした母子家庭等就業・自立支援事業における就業相談、就業支援講習会の開催、就業情報の提供等を行うほか、生活困窮者自立支援法に基づき子どもの学習・生活支援事業を実施し、進路選択や将来の就職に向けた相談や職場体験等の支援を行う」といったようなことを書かせていただいております。

次に、養育費の確保及び面会交流の関係でございますけれども、新旧対照表では 34 ページ以降に該当部分がございます。35 ページの部分でございますけれども、まず冒頭に、民事執行法が改正されましたので、そのことについて「関係機関等への周知を図り、制度の利用を推進していくことが重要である」ということを書かせていただいた上で、35 ページの真ん中ちょっと下ぐらいの段落でございますが、「養育費や面会交流については、当事者間で決めることが基本であるが、当事者間だけではその取決めや実施が適切になされない場合も多い状況にあることから、子どもの福祉の観点から、取決め・実施が適切になされるよう、関係機関や民間団体と連携し、積極的に必要な支援を行っていくことが重要である」ということを書かせていただいております。これに加えて、39 ページをご覧くださいと思うのですが、39 ページのところにも養育費の関係を書かせていただいております。39 ページの下の部分ですが、「養育費の確保については、地方公共団体における先駆的な取組や諸外国の制度なども把握しながら検証等も行いつつ、必要な施策について検討を進める」ということを書かせていただいております。

最後に経済的な支援の関係でございますけれども、新旧対照表では 40 ページご覧いただければと思いますが、まず1つ目、近年の制度、様々に拡充していただいておりますけれども、「制度の拡充に伴って、様々な疑問点等が生じているとの指摘もあり、これらについての丁寧な説明を行う必要がある」ということ。また、「児童扶養手当制度及び母子父子寡婦福祉資金貸付金制度については、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の生活実態等に対応した制度の整備を推進

する」というようなことを書かせていただいております。

最後に、資料1の、概要資料の一番下の部分ですと、「地方自治体における施策の推進」で書かせていただいている部分ですが、まず総論として、国と地方の役割分担や連携を記載している部分が、ちょっとページ戻るのですが、新旧対照表では25ページに記載をしております。25ページの部分をご紹介しますと、「自立支援計画が未策定の都道府県等及び市等に対し支援を行い、その策定を促す」ということ。また、「国の補助事業については、都道府県等及び市等によって事業によって実施状況のばらつきがみられるが、都道府県等及び市等がこれらの事業を積極的に活用して、地域のニーズに応じた施策を展開していくことができるよう必要な支援を行う」ということを記載させていただいております。

また、自立支援計画、自立促進計画の策定にあたっては、手続きを、最後、第3として書いてある部分が後ろのほうにありまして、67ページご覧いただければと思うのですが、ちょっと細かくて恐縮なのですが、66ページから67ページが、自治体において自立促進計画の策定といったことをやっていただくにあたって、事前に調査を行って問題点を把握するということが、66ページから67ページに、今までアから、アイウエオカキクケコとあるのですが、新しく「サ」といたしまして、追加をさせていただいております。「母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の支援施策の実施に当たり、活用可能な地域資源、たとえば、その地域で活動する民間団体等について把握をする」ということを、自立促進計画の策定にあたってしていただければということに記載させていただいております。基本方針の見直しの概要は以上でございます、資料1の2ページ、1枚おめくりいただきまして、ご覧いただきますと、こちら基本方針の見直し以外の検討事項になってございます。

まずは、平成26年改正法の5年後見直し事項として、法改正を要する事項を(1)として書かせていただいておりますが、ご紹介させていただくと、児童扶養手当と公的年金については、『稼働能力の低下に対する所得保障』という同一の性格を有しているため、従前は全く併給が認められておりませんでした。児童扶養手当よりも低額の年金を受給するために児童扶養手当を受給できないケースがかつて生じていたことから、これに対応するため、平成26年、5年前の法改正において年金額が児童扶養手当額を下回る場合、差額分の児童扶養手当を支給することといたしております。一方、平成26年の法改正後も、障害年金を受給しているひとり親家庭は、就労ができなくとも障害年金額が児童扶養手当額を上回ると児童扶養手当を受給できないなど厳しい状況におかれていることを踏まえ、更なる調整の見直しを図るという、調整方法の見直しを図るということでございまして、見直しの方向性といたしましては、障害基礎年金の受給者について、児童扶養手当と障害年金の併給調整の方法を見直し、児童扶養手当の額と障害年金の子の加算部分の額との差額を受給できるようにするということを書かせていただいております。

その下の部分に今後の検討事項として、(2)の部分でございますけれども、こちらについては今後実態把握や調査研究、関係省庁との連携した対応が必要となるものでございますので、現時点で基本方針に盛り込んでいないということではございますけれども、本専門委員会において今後のひとり親家庭への支援施策に対して、ここに書いているような検討事項を含め、委員・参考人の皆様から様々なご意見をいただいております。今後の施策に当たりこれらに十分に留意するとともに、今後とも本専門委員会など様々な場で関係者からの意見を聴取し、関

係省庁の連携のもと施策を推進するという点で具体的には4つ、次のような検討事項として、例示として書かせていただいております。

ご紹介をさせていただきますと、1つ目が「母子・父子自立支援員による相談支援をはじめとするひとり親家庭に対する相談支援体制について、その実態の調査を行い、情報機器の利活用も含め必要な対応を検討していく」ということ。

2つ目が父子家庭に関する点でございますけれども、「支援施策は拡充されてきているが、支援者の意識等を含めた実態を調査し、父子家庭に対する必要な支援施策がどのようなものであるか検討していく」ということ。

3つ目が住居に関する支援についてですが、「地方公共団体の取組みを踏まえつつ、国土交通省と連携しながら必要な対応を検討していく」ということ。

最後に家族法制に関する点でございますけれども、「家族法分野における立法について論点を、現在行っております家族法研究会において、専門委員会で提起されました意見について報告をさせていただく」ということを書かせていただいております。こちらは順次適切な対応により、今後検討、対応をさせていただきたいと考えておる事項になってございます。

ちょっと説明が長くなってしまっておりまして恐縮ですけれども、冒頭申し上げました基本方針の見直しにつきましては、本日委員・参考人の皆様から個別具体的にご意見・ご指摘を賜りまして、それを受けて必要な修正を行った上で近々パブリックコメントに付していき、最終的には年度内に厚生労働大臣告示として、基本方針を定めたいと考えておりますので、本日はご議論いただければと思っております。

最後に参考資料の1と2というものがございまして、参考資料の1は、前回もお出しさせていただいておりますが、施策の評価ということで、評価書を入れさせていただいているもので、参考資料の2が、毎年度公表しているものでございまして、母子家庭の母及び父子家庭の父の自立支援施策の実施状況を、自治体から数値等をいただいておりますので、こちらを参考資料として配布させていただいているというところになってございます。事務局からの説明は以上になります。

○ 小杉委員長

はい。どうもありがとうございました。

それでは、事務局からの只今の説明を踏まえまして、皆様からご質問・ご意見を伺いたいと思います。どなたからでも結構です。いかがでございますか。合原委員ありますか。

○ 合原委員

見直し等、反映していただきましてありがとうございます。資料をいただいて、すごい量になっているなど感じておりますけれども、委員の皆さんからいただいたご意見が反映されているのだと認識をいたしております。その中でも、意見としては反映していただいていると思うのですが、要望の中で、私共の団体から要望している部分、児童扶養手当における同族・親族の所得要件の廃止という話、それと、同居親族所得制限の収入認定等の緩和という話、若干言葉足らずではありましたが提案をさせていただいております。この点については、審議内容、今後の検討の中に入れていただけたらなと思っております。

○ 小杉委員長

あとで事務局から。

○ 合原委員

はい。以上です。

○ 小杉委員長

はい。お願いいたします。ほかに皆様から、只今のようなご意見で結構でございます。いかがでございますか。はい、村上参考人どうぞ。

○ 村上参考人

全国父子家庭支援ネットワークの村上でございます。私共の提案、見直しのポイント「収入が高くとも」という部分の追記など、非常に多く反映していただいて感謝している気持ちはまずございます。ただ、その中で毎回同じように発言させていただいておりました、現行法自体が健全なひとり親家庭を前提とした形で運用されていることが、まずベースにあるというところの中で、障害年金を受給していない、障害者手帳これすなわち自立支援医療助成を受けているひとり親家庭が存在することが想定されていて、困っている人がいるということを再三お話させていただきました。そういったことを踏まえて、資料1の今後の検討事項の中に、可能であれば、障害者、障害年金を受給していない障害ひとり親家庭に対する経済的な支援であったり、生活支援であったり、就労支援ということも、今後検討していかなくてはいけないというような文言を追記していただきたいというのが、私の意見となります。以上です。

○ 小杉委員長

はい、ありがとうございました。ほかの皆様。はい、赤石参考人どうぞ。

○ 赤石参考人

はい、取りまとめありがとうございます。いろいろな意見を取り入れていただいていること感謝を申し上げます。

たとえば、就業支援のところにも自己肯定感も上げることも重要であるとか、ライフプランとか、今後の方向性として非常に大事な点とっておりますので入れていただいたこと大変有り難く思っております。その上で、ちょっとだけ指摘させていただきたいのですけれども、たとえば新旧対照表の4ページ上の段、下線の部分「子どもを監護しない親と子どもの面会交流は、その実施に向けては、子どもの気持ちよりも親同士の葛藤による影響を大きく受ける場合もあり、当事者間では実施が困難な状況に陥ることがある」と書かれております。これのエビデンスはどこにあったのかという、これまでの議論の中では出てきてなかったような気がします。出てきているのが、親からの虐待とかDV、面前DVなどで、今後の面会交流をすることが困難な例があるということが出てきていたのかと思うのですけれども、唐突にこのように定義されると、これが影響してしまうことがありますので、困難な理由というのを、このように書か

れる、「等」と入ってはいるのですが、欧米で1回言われて今は否定されている PAS（パス）、日本語では「片親引き離し症候群」と言われていますが、監護親のほうが、会わせないように子どもをコントロールしているという論文などがあるのですけれども、そんなエビデンスはないということはアメリカでも否定されているのですね。それを類推させるような書きぶりになっておりまして、ちょっと気になりました。ですので、なぜ、この文言をここで入れられたか。

それから、面会交流書いてあるところで、虐待や暴力があるので実施は困難であるという書きぶりについて、ページが見つからないのですけれども、どうして整合性がないのかっていうところを質問し、かつ、やはり、いろいろな親御さんの話を聞いておきますと、モラルハラスメントというのが、非常に厳しい状況の中で面会交流の取り決めをすることも困難であるとか、そういう事例。「今日は子どもが風邪を引いたからどうしても行けない」と言うのと、「お前の健康管理が悪いからだろう」みたいなことを言われてしまい、ひとつひとつの約束事をするだけでも、そもそもモラハラを受けている被害者が、こういった状況にずっとさらされているっていうことがございますので、やはり慎重な、親が健康でなければ子どもは安心して育ちませんので、ちょっと書きぶりが気になりました。面会交流そのものの支援が必要ですと。やっぱりどうしても会いたって仰る方がいて、安全なところで会えるのであれば、それは会ってもいいと思うので、面会交流の支援が必要。今は啓発しか書いていないですね。予算とかの葛藤があるので、仕方ないとは思いますが、啓発と周知だけになっているということで、やはり面会交流支援にもっと予算が必要だということ、言われているということは書いていただいてもいいかなと思いました。以上です。

○ 小杉委員長

はい、ありがとうございます。これは質問が入っておりますので、ここでもし、親同士の葛藤の影響っていうのは、この部分がどこから来たのかっていう話で、もしわかれば今、事務局お答えいただけますか。

○ 原田母子家庭等自立支援推進官

すみません、事務局でございます。すみません、赤石参考人からいただいた部分につきましては、ちょっと今、ここで書かせていただいたようなことを言われている方もいらっしゃれば、今ご指摘いただいたような考え方もあるというところでございます。ちょっと確認してまたご相談をさせていただければというふうに思っております。

先ほど、合原委員と村上参考人から児童扶養手当の関係とかいただいておりますけれども、その部分に関しては、なかなか、順次やっていくというところで、現時点ですべてを書くということは、なかなか難しいのでございますけれども、40 ページのところ、先ほどもご紹介させていただきましたけれども、児童扶養手当制度及び母子父子寡婦福祉資金貸付金制度については、生活実態等に対応した制度の整備の推進というようなことは、書かせていただいております。今後も5年に1回ひとり親世帯等調査とかやっておりますけれども、そういったもので、先ほど村上参考人のほうからも障害年金までは受給していないがというようなお話もありましたけれども、またデータからも、ご自身の健康について気になっている母子世帯の方がい

らっしゃるという話もありましたけれども、ちょっとそういったものについては、どういったことが実態把握できるのかということも踏まえながら、今後とも検討していきたいというふうに考えているところでございます。

○ 小杉委員長

はい。実態把握の中でという話でございますよね。合原委員でございますか。

○ 合原委員

経済的な問題については、母にしても父にしても第1位を占めるという、悩みの中心にあることが、すべての足枷になることもあるかと思っておりますので、今後も見直ししていただくのは当然という考え方ではありますが、生活保護受給との絡みもあるかとは思っています。同居親族の場合の生活保護という最後のセーフティネットを持ち出すに至らない、中間的な支援から逃れてしまう世帯にあるという実態もありますので、そのあたりも含めて今後検討していただければと思います。同居世帯に関してです。よろしくお願いいたします。

○ 小杉委員長

はい。佐藤参考人どうぞ。

○ 佐藤参考人

丁寧にまとめていただいたと思っています。いろいろ意見も反映していただいたということで、大変遅くまでお仕事されて大変だっただろうと思っています。

私、資料2を拝見して思ったのは、まず、5ページの真ん中寄りに線が引いてあって、「日頃から行政との関わりを持つ機会を持ちづらい家庭については」の中に、「個々の家庭に寄り添った伴走型の支援を実施することが重要である」と書かれています。個々の家庭に寄り添うというのは極めて難しいことで、専門人材もそれだけ必要になると思います。プライバシーに配慮しながら個々に寄り添うようなこともやらなければならない。ひとつ気になっているのは、たとえば参考資料2で、たくさんの数字が出されていると思います。29ページ「就業支援に関する施策等」の上に、「母子・父子自立支援プログラム策定事業の実績」の下に、「生活保護受給者等就労自立支援促進事業の実施状況」。法律的に整備がされている生活保護受給者就労自立支援促進事業については、パーセンテージで出ています。ただ、上の母子・父子自立支援プログラム策定事業っていうのは件数です。これは実態なのかと考えると、多くのひとり親の方が、自分でしっかり自立できているということであれば、そこまでは求めないですが、何のための促進計画なのかというと、子どもの、あるいはひとり親世帯の貧困率が約半数で、他の国に比べても極めて高いというような状況を考えると、やはり目標値を設定して行程表を作るところまで、本当は必要なのではないのかと考えます。

ただ、こういったことはもちろん予算も使うかもしれません。しかし、それがなくても自治体としてはやりようがない。やらなくていいと、自治体によって温度差が出ることは、そういう目標設定がない、こういった計画にあるのではないかと考えてしまう。その前に、実態調査をすると今後の検討のところに書かれていますが、それを踏まえた上で、やっぱり計画を立

てていくことが、今後必要になってくるのではないかと思います。その目標値に近づけないと、都道府県としてもやりづらいという部分も無きにしも非ずだと思いますので、この点、個々の寄り添いという極めて重要な支援をしたいということであれば、是非今回の方針の中にということではないですが、そういうところも含めて今後ともご検討していただけたらと思っております。

○ 小杉委員長

はい。ありがとうございます。ほかの皆様。はい、芹澤委員どうぞ。

○ 芹澤委員

全国母子生活支援協議会の芹澤です。本当に多くの意見を盛り込んでいただき感謝いたしております。今のご発言にもありましたワンストップ化という中にも意見をしっかりと盛り込んでいただいていると思いますが、社会的養育ビジョンの中では、「福祉事務所のソーシャルワーク機能を強化する」ことが記載されています。本方針においても制度施策を案内するとか、つなげるというだけではなく、福祉事務所のソーシャルワーク機能の強化というような言葉を入れれば、社会的養育ビジョン等とも連携する中で、市区町村の機能強化につなげるというより良い形になるのではないかと思います。

それともうひとつ、これまでも何回か話をしていますが、社会的養護の中のひとり親家庭の数が出ていません。過去のデータでは児童養護施設等に措置されている子どもの3割から4割がひとり親家庭というデータが出ています。それが現在どのようになっているのかを検証し、社会的養護を含めたひとり親家庭への支援の在り方を検討していく必要があると思います。特に児童福祉法が改正され、家庭養育優先という方向が示されており、児童福祉法の理念に沿ったひとり親家庭の施策を検討していくことは非常に重要な視点であると思いますので、是非よろしく願いいたします。

○ 小杉委員長

はい、ありがとうございました。今後の検討事項が膨れそうな感じがしてきましたけれども、ほかの皆様からいかがでしょうか。じゃあ新川参考人お願いいたします。

○ 新川参考人

全体的に意見を盛り込んでいただきありがとうございます。私は最初の頃から言っていましたが、面会交流に関しては、やっぱり取り決めとか気運を上げるだけでは、危惧するところがたくさんあります。私たちは実際に面会交流の支援にあたっているので、特に感じるところです。先程赤石参考人が仰ったように、モラハラDVの問題もありますし、だからそこにきちんと仲介のサポートがあると解決できる問題はたくさんあります。

たとえば、一例として、取り決めの中で、「月1回程度」と「月1回以上」ですごく揉めているケースがありました。よくよく聞くと、どちらも月1回でいいと思っているのですけれども、お母さん側からしたら、やっぱりモラルハラスメントを受けていたので、お父さん側の主張が月1回以上ではないかという恐怖があって、お母さん側は「1回程度」にしたいんですね。1

回以下ですね。その部分で結局いつまでも折り合いがつかず調停が長引いていました。私がカウンセラーとして間に入って、よくよく聞くと、どちらも月1回でいいみたいだということで、両方にお伝えし解決しました。そんな現状で、やはり自分たちだけで意思疎通ができないケースは非常に多くあります。だから、面会交流の支援機関は必ず必要だと思っており、それを民間だけに任せておいていいのかとも非常に強く思うところです。現在、少しずつ民間のADR取得も進んではきていますが、そもそも、あまり支援実績のない団体がADRを取るのもどうかと覚えているところもあります。やはりここは国レベルで支援する機関、窓口をしっかりと作っていかなくてはならないと将来の課題として覚えています。

○ 小杉委員長

はい、ありがとうございました。村上参考人どうぞ。

○ 村上参考人

村上です。よろしくお願いいたします。見直しのポイントで、資料1の23ページに書かれています。自分の健康に困っている母子世帯が一定割合存在することについてです。これが追記されたのは、委員会の中で母子家庭の困りごとの3位に「健康」が入ってきて、父子世帯の困りごと4位に「健康」が入っていることが、おそらく理由かと思いますが、そういったところから考えると、ここで「母子世帯が一定割合存在する」、「健康に困っている母子世帯が一定割合存在することの追記」ってなってしまうと、「いや、父子世帯は」と、私共からすると感じる場所がございまして、可能であれば、こういった表現の部分も、父子世帯の文面の記載のところにも追記していただけると、より現実的なものになるのではないかと覚えていますので、こちらはお願いできればということで、以上にしたいと思います。

○ 小杉委員長

はい、ありがとうございます。はい、赤石参考人どうぞ。

○ 赤石参考人

SNS等の活用ですけれども、今年になってからいろいろ調べてみましたが、自治体で福祉施策でもチャットbotなど、そういったものを活用するのは少しずつ出てきていますがまだ選択型で、AIとかまで使うことはできてないようですけれども、1年ごとに大きく変化していくだろうと覚えています。少なくとも、「これについて聞きたいです」という選択すると、「このような制度があります」といったものが出てくるぐらいのチャットbotは、そこまで難しくないと、費用もかからないと思いますが、SNSだけでなく、テクノロジー的な書き方になっていたほうがいいのかと思いました。フィンランドは、離婚したときにプッシュ型でその情報が来て、必要な手続きをするものがあると聞きましたが、もう少し知見は得ていきたいですけれども、今これだけいろいろなことが知られていなかったり、周知度が低い中であれば、やることの効果も絶対上がると思います。施策の周知度が50%以下のものが軒並みあるわけですから、費用はそこまでかからないと思うので、そういうものも可能性として書かれていたほうが、自治体の方でもやりやすくなるのではないかなと。もちろん民間団体も頑張ろうとは思って助

成金申請とかしますが、そういった方向性というのは有り得ないのか、これは5年後に見たら古いと見えてしまうものだとまずいと思いました。

この施策以外のことも一緒に言ってしまうていいですか。ひとり親世帯等調査の規模ですけれども、この間未婚のひとり親に対する寡婦控除税制の際に、では、いったい何人の全国に未婚非婚の母がいるのか、あるいはお父さんがいるのかと質問があって、国勢調査と比べたところ大きく開きがありました。国勢調査ではだいたい18万人ぐらい。推計値であるこの全国ひとり親世帯等調査だと10万から11万。この差は大きいので、国勢調査は全数調査で、定義的にも配偶者がいたら除かれるので、たぶんそんなに定義は変わらないと思うので、ひとり親世帯等調査の推計値は、かなり厳しいのかという印象を受けてしまいました。違うかもしれないですけれども。そのためもう少し予算をかけて、調査の抽出数を上げられないのかと思うところでは。やはり18万と11万では、その差は大きいと思いました。

あとは生活保護、この関連で子どもの貧困議連などに高等教育の無償化で寡婦控除のみなし適用という要望も出していますが、実施はかなり難しいという話を日本学生支援機構から非公式ですけど伺いました。しかし、該当者は何千人かいらっしゃると思うので、やはり厚労省のみなし適用の知見を、早い段階で日本学生支援機構に提供できるような連携があるといいと思いました。

あと、生活保護の自動車保有問題ですが、動くという噂も聞いていたので、ここで言わなかったのですが、昨年12月までで動かなかったので、言っておきたいのですが、母子世帯で地方に暮らしていて、公共交通機関の発達していない地域だと、やはり保育園の送迎や仕事に行くためには、自動車が必須です。これを奪ったら、本当に生活していけません。このために、いくら所得が低くても、生活保護を断念されている方がたくさんおられます。私共は食糧パッケージを送るしかできないですが、こういった状況はよろしくないで、ぜひ子どものいる世帯の生活保護の自動車保有は、認める方向をこの委員会としても、言っていくべきでないかと思えます。以上です。

○ 小杉委員長

ありがとうございます。やはり今後の検討事項がどんどん増えていくという感じです。

最初にいただいた SNS 関係の話で、ちょっとここに乗っからせて一言言わせていただきますと、今後の検討事項の中の最初の行で、相談支援体制の実態調査を行って、「情報機器の利活用」となっていますが、ここ「機器」じゃなくて、それこそテクノロジーにしたほうがいいと思いますので、「情報技術」としていただけると、今のお話もかなり拾えるのではないかと思います。芹澤委員どうぞ。

○ 芹澤委員

すみません。今の SNS の話ですが先行して、婦人保護事業の見直し検討においても SNS の活用が記載され、実際に SNS を活用した支援のスタートを検討されている都道府県・市区町村があります。しかし、SNS には地域性がないため、他府県の企業などに委託するところが多く、市区町村ないしは都道府県が実施する意義はあまりないと感じます。逆に全国一律で、基本的な相談や制度の案内ができるような SNS 体制を作り、そこから相談や申請に対しては市

区町村につなぐような展開をしたほうが効果的で費用対効果も高いのではないかと思います。

○ 小杉委員長

はい。今後の検討事項の中の情報テクノロジーの利活用というところで、具体的なお提案をいただいたと思います。佐藤参考人どうぞ。

○ 佐藤参考人

意見というか確認ですけれども、方針の 35 ページにもありますが、就業支援の 4 行目のところで、「また、親のみならず、希望に応じ、子どもの就労を支援するといった」という部分ですけれども、この「子ども」って何歳を想定しているのでしょうか。全体的に「子ども」という書きぶりで行くと、大学生も親からしてみれば子どもですし、ただ、民法的にはもう成人年齢が 18 歳に引き下げられ、このあたりで、子どもの就労となると、逆にいうと 18 歳以下で働かざるを得ないのかという誤解を与えてはしまわないだろうか。親にとっての子どもは、まだ大学生であれば、22 あるいは 23 歳くらいまで子どもで、就職の困難に直面することも当然あると思います。ただ、それは当事者であったり、関係の人には「子どもってというのはそうだよ」と理解できるかもしれませんが、そうでない一般の方がご覧になったときに、「この子どもって何歳なのか」と考えるのではないか、あるいは、そもそもこの子どもは 18 歳以下ということなのか。その点ちょっと、質問も合わせてお聞きしたいというところです。

○ 小杉委員長

はい、ありがとうございます。今のは質問ということですがいかがですか。

○ 度会母子家庭等自立支援室長

はい。基本方針ですけれども、母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づいた基本的な方針という形になりますので、子どもというのは、この母子父子寡婦福祉法にありますように、20 歳未満の児童と考えております。

○ 小杉委員長

よろしいですか。

○ 佐藤参考人

法律がそういう前提ということですが、おそらく、この場に出た意見は、もうちょっと上も想定していたと思います。ただ、法律にも最初に謳っている、民法等成人年齢と母子寡婦法のですね、二十歳未満の児童という部分が、改正する必要はないという理解でよろしいのか、あるいはもう少しそのあたりを実態に合わせて書きぶりを、「等」を入れるとか何かできるのかも含めて、もう一度ちょっと確認をしておきたいのですが。

○ 小杉委員長

事務局、答えありますか。

○ 度会母子家庭等自立支援室長

はい、事務局です。確かに民法改正で児童の年齢というものが変わってくるんですけども、母子及び父子並びに寡婦福祉法につきましては、これまでどおり 20 歳未満の児童を対象とするという形になっております。

○ 佐藤参考人

そこはわかりました。ただ、この資料、支援については、森内委員などからご意見が出ていたと思うので、ぜひそのあたりを発言補足していただけたらと思います。

○ 森内委員

はい。全国母子父子自立支援連絡協議会の会長の森内です。私共は、実際母子世帯の子ども、それから寡婦世帯の子どもということで、一体化して支援をしております。そうしないと自立につながらないし、経済的な困難を乗り越えられないという状況にあるので、この母子父子寡婦福祉法の子どもというのは、二十歳未満ではありますが、そこに囚われなくて支援をしております。実態がそうですので、きちんとした形にしていれば、私たちも支援がしやすいというところでこういう要望をしておりました。寡婦だけではなくて、寡婦世帯の子どもというところで支援があればなど。いきなり「二十歳を過ぎたから」といって、その生活困難の中から一生懸命生きてきた子供たちが、一般の子どもたちと同様に、ジョブカードとかハローワークの若者支援のところに行ったとしても、なかなか自分のことを言うこともできないです。確かにそこには支援メニューがたくさんあって充実はしてきていますが、なかなかそこに子どもが辿り着けない。こちらで「ここがあるよ」と言っても、なかなかそこには行ってくれないのです。しかし、親子で、母子で、父子で行くと、なんとかなっていく場合があります。ハローワークの援助部門であればお母さんと一緒に行けるわけですが、若者のところに行くとな人で行かなきゃいけないというところで、子どもはそこまで育っていない、そういう子どもたちが就労支援を必要としているというところで、寡婦世帯としての就労支援などを考えていただければと思いました。そういうところでお話をしていました。引き続き言わせていただきたいのですが、私共の全国協議会のほうから出た案をいろいろ取り入れていただいて、特に相談支援関係のところでは、必要な体制や環境の整備というところでは、多くの皆さんからご意見もいただきましたし、とても心強いと思いました。基本方針の見直しの中にもありますし、今後のところでも調査をしていただくということで、私たちは嬉しく思います。ただ、調査すると、自治体で働いている私たちはなかなか本音が言えないというところもありますので、ここには配慮をしていただければと思います。

それから、自治体。このように基本的な方針が見直しされて、次に私たちは何をするのかというときに、自治体はこれをどう見て、どのようにやっていくか、支援員はどのように考えて、これをどう生かしていくのかということは今後考えていかなくはいけません。5年前に、私もこういうところに来たことがなかったので、よく記憶はしていませんが、相談窓口の均一化と品質向上という部分でマニュアルができたかと思います。そのマニュアルが自治体に来たときには、素敵なプレゼントをされたと思って、私は大変喜びました。しかし、青森県

の担当の手違いで、私たちの手元に来たのは1年後でした。全国協議会が、「あなたたちこれ受け取りましたか」という案内があって初めてそういうものがあるということを知ったわけです。それで本庁のほうに聞いたら、来ていましたということで、少し遅れましたが、私たちは受け取りました。それで、では私たちはこれをどのようにするかというところで、青森県だと年3回研修が行われますが、この研修でマニュアルを順番に読み上げて、共有していきました。それと同時に、その前にもマニュアルなどがありました。あつという間に事務所の片隅に置かれてしまった。職員も全然言わなかったという経緯があったので、なんとかこれを生かさなくてはいけないとは思いましたが、市の支援員さんとかは、全くこれを見たこともないということで、青森県内にもそういうところもあり、どうしたものかと思いましたが、なんとかこの均一、それから品質向上というところで、このマニュアルを良いものにしないといけないと思いましたが、それから、私たちが行っている協議会のほうから、青森県に、これをもうちょっと県として取り組んでほしいということで、声出していきたいと思って、私も担当職員に相談したら、そういうことは支援員さんがやるにはちょっと難しいのではないかとということで、職員が頑張って、青森県には6福祉事務所ありますが、福祉事務所長会議の協議事項に入れましょうということで職員が一所懸命頑張って、これを上げてくれました。ですが、福祉事務所長会議というのは年に2回しか行われず、1年目の1回でそれを担当職員から課長、課長から次長、次長から福祉事務所長と上げて、それでその所長会議の議題となりました。1年目はそれで終わりましたが、次の年には所長も頑張って来て、県内6福祉事務所長の総意として、連名で今度、本庁のほうにマニュアルをですね、青森県としてやりましょうとなって、やっこのマニュアルの最初に青森県が付きました。ちゃんとそれが規定されて、今度私たちが、それが行われたのが、今年度の春夏の頃にちゃんと本庁から「このようにしました」という通知が行われて、やっ私たちは堂々とやれると思ってきました。しかし、所属する担当職員は、熱意がある人と、ほかのところでも一所懸命な人と、相談というところになかなかいかない担当職員もいるので、「こんな面倒なことはできない」みたいなことも言われましたが、しかし、そこは支援員が頑張ってやっていかななくてはいけないと思いましたが、今回これを見たときに、実施主体の都道府県それから市等が、これを行うことになっていたということを知ったので、やはりちゃんと波及してほしいなと思います。私も行政の一員ですが、行政がいろいろなことをやるというのは、とても難しいことだと思います。私自身、このマニュアルを受け取って、これをなんとか私たちの仕事の中心にしないといけないと思って、職員と話し合い、所長会議にかけて、本庁が青森県としてやるとなるまでに、3年くらいかかってしまっているのです。やはり自治体が何かをするにはとても時間がかかるということがわかりました。でも、自治体も実現するためには声が必要だと思うのです。となると、それは当事者の声が一番なわけですから、そこを当事者団体の方がここにもたくさんいらっしゃいますが、「こういうところでこのようなことがありますよ」と、「国がちゃんと示していますよ」ということを、やっぱり自治体に来ていただいて、「これどうなりました。やりましたか」と、「自治体で作る策定計画の中に、こういうものをきちんと作ったらどうですか」などということも言っていたかないと、支援員の協議会が上げていったとしても3年もかかってしまうので、できれば当事者団体と一緒にやって、こういうことはやっていかななくてはいけないなと思います。このように、本当に神聖で、真剣な意見を、たくさんこの場に出て、いろいろなものがこのような形で何百ページにな

って出てきても、それを行うのは自治体なのです。でも自治体がそこで何をするのか、どうするのか。それをするためには、当事者団体とか、私たち現場の声をどのように聞くのか。それをどのように積み重ねて実現していくのか真剣に考えてくれないと、本当に困っているひとり親家庭には届いていけないと思います。たくさん支援施策があっても、知らないで終わってしまうと思うので、やはり今後は、これらをどのようにやっていくかということを、やはり示していかないと。実現することを支援員は頑張れると思います。自治体も当事者も、当事者団体も頑張っていたいただければと思います。長くなって申し訳ありません。

○ 小杉委員長

はい、どうもありがとうございました。実際に自治体が動くまではかなりなタイムラグもありますし、途中で温度差もありますし、現場の方からここで意見を聞くのは大変重要なことだと改めて思いました。これを踏まえて、国としても自治体への働きかけに力を注いでいただきたいと思います。はい、島崎委員どうぞ。

○ 島崎委員

全体的には、これまでのご議論は反映されていると思うのですが、3点申し上げます。まず、今後の検討事項に書いてあります住宅に関する支援ですけれども、「国土交通省と連携しながら必要な対応を検討する」とのことですが、実際問題として、たとえば公営住宅なども全体としては減少する中で「言うは易く行うは難し」のようところが現実問題としてはあると思います。その際に、「住まい」の問題は、ひとり親家庭の問題に限ったことではなく、高齢者でも問題があります。したがって、ひとり親家庭に限定するのではなく、様々なハンディキャップと言うとちょっと語弊があるかもしれませんが、セグメント化されたところにターゲットを当てていくということではなく、もう少し視野を広げて議論していく観点が必要だろうと思います。

2つ目は、面会交流ですが、これは行政のメンバーが代わっているため引き継がれているかどうかわかりませんが、かねてよりこの検討会でもいろいろなご議論がありました。何が問題であったかという、養育費の相談・支援と面会交流の相談・支援の本質は同じか、面会交流の問題は養育費の問題の延長線上にあるかという、そこはかなり性格違うわけです。養育費の問題というのは突き詰めていけばお金の問題ですけれども、面会交流はそうではないし、DVの問題、モラハラの問題を含めて、違う技術や、あるいは異なる配慮をいろいろしていかななくてはいけない部分が多々あることは事実だし、そこにおける専門性も違ってくるわけです。そうすると、その面会交流の促進の支援は抽象的には正しいですけれども、具体的にそれをどのような仕組みの下でやっていくのか、これはなかなか現実問題として難しいわけです。そもそも面会交流を促進するというのが、役所でいうと、どこが責任を持ってやらなくてはならない仕事なのか。法務省と厚生労働省がお互いに横を睨みながらというのがこれまでの状況だったわけです。つまり、離婚に伴う子どもの最善の利益に関わる問題ですから、法務省も面会交流の促進に対して責任は持っているわけです。厚生労働省も、子どもの福祉という観点からいえば、そこに対して乗り出してもおかしくはないのですが、今申し上げたように、本格的にそれを進めようとする、簡単な話ではありません。今の相談支援員の話聞いていても、面会

交流の実施の促進に関して、相談支援員さんもコミットしてくださいと言っても、面会交流の必要性などであれば言えるかもしれませんが、先ほど仰ったアドバイスや助言まで本当に責任を持ってできるのかという、ハードルは高いと思います。何を言いたいのかという、だからやらなくていいと申し上げているわけではなく、やるのであれば、腹を据えて、法務省とも、あるいは調停を担う家裁の問題とも絡むわけですから最高裁とも、実施体制を含めて本腰を入れて取り組まないとまずいということが2つ目です。

3つ目ですけれども、相談支援体制に関して、実態の調査を含めて必要な対応を検討することについて異論はありません。ただ、決して情報テクノロジーを否定するわけではないですけれども、相談支援体制の問題の本質は何かという、実施体制の権限そのものが分散しているというか、うまく整理できていないことが最大の問題だと思います。具体的な例をひとつだけ申し上げますと、ここの25ページの新旧対照表を見てもらうと非常に象徴的だろうと思います。25ページの上から7行目ですけれども、「その際、国、都道府県等及び市等」と書いてあります。下から7行目のところは、「自立促進計画が未策定の都道府県等及び市等」になっていて、その上のところを見ると、「施策や取組について情報提供を行う等」ここだけは都道府県や市町村になっているのです。ここの「国、都道府県等」の「等」とは何か。それから、「市等」のところを、「市町村」ではなく「等」にしているのはどうしてなのか。素朴な質問ですけど、お答えください。

○ 小杉委員長

はい。これは質問です。

○ 島崎委員

まず質問です。

○ 小杉委員長

「市町村」と書いてあるところもあれば。

○ 島崎委員

今言ったように「都道府県及び市等」の「等」とは何を指していますか。

○ 原田母子家庭等自立支援推進官

「都道府県等」の「等」は、政令市・中核市ですし、「市等」の「等」は福祉事務所設置町村。

○ 島崎委員

そのとおりだと思いますが、政令市や中核市以外に保健所については保健所政令市というのがまた別に存在するわけです。このように非常に複雑になっています。さらに言うと、町村も市町村合併によって村がない府県が結構あります。また、広島県のように、市町村合併して村をなくし町が9つ残りましたが、その町には全部福祉事務所を置いているようなところもあります。奈良県のように都道府県が積極的に市町村に寄り添い一緒に事業を展開するようなどこ

るもあります。つまり、自治体の体制が県によってもかなり違った様相になっています。そのような問題に関して、厚生労働省が権限の委譲に当たって丁寧に議論しているかという点も必ずしもそうではない。したがって、その結果どのような状態になっているかという点、このひとり親家庭の問題ひとつ取り上げてみても、権限が非常に分散されています。役所というのは司、司でやりますから、消極的な権限争いも生じるので、結局予算が宙に浮いた形になってしまう。言いたいことは、必要な対応を検討するのは重要ですが、権限の分配や市町村の規模や実態、自治体行政が多様化している中で、厚生労働行政を見渡していろいろな施策をどのように展開していくのがベストなのかという点について、横断的に研究・検討したほうがよいのではないかと。もし必要であれば、基礎的な部分に関して調査研究費を出して、それも地方自治の専門家と厚生労働省と専門家を集めて検討するなど、そういうことを是非やったほうがよい。これはひとり親家庭の問題に限ったことではなくやるべきだということを申し上げたいと思います。

そのことは別にして、結論としては、いろいろ課題もありますけれども、この取りまとめでよろしいと思います。

○ 小杉委員長

ありがとうございます。ここの部分、ずいぶん離れた議論ではありますが、あえて仰ったということは、これは省庁全体の問題として、できれば局長がさらに上げてほしいという思いを伝えられたと思ってよろしいですか。

他にいかがでしょうか。はい、合原委員。

○ 合原委員

全母子協の合原です。島崎先生のお話で、丁寧に話をしてくださったおかげですが、先ほど赤石委員からお話のあった生活保護の車の所有の件とかについても、住んでいる地域で承認されたり承認されなかったりとか、隣は駄目だけどうちはいいとか、そのように仰っている相談支援員さんの、正規職員さんも含めて、担当者の方の裁量や思いの深さで左右されているのが現実だと思っています。青森県のお話が多く出ておりましたが、当事者団体としては、相談員さんとの連携というよりも、母子世帯の支援という形での要望はしっかりさせていただいていますが、支援員さんがそういうようなことで困っているという、逆に、私たちは困っていて、支援員さんをお願いをする側っていうのもあるので、そのあたりの相互関係。自分のところはそういう関係性を築いていっておりますので、双方に相談をしながら、連携しながら進めていくことで、市町村の差異を現場から埋めていくというようなことも、今後進めていかなきゃならない視点だろうなというのは、前々からですが、議会等もそうですし、そういったものへの要望も併せて、地域でも展開するような方向で確認していきたいと思っております。ありがとうございます。

○ 小杉委員長

ありがとうございます。ここで、インスパイアされたような感じですね。

○ 合原委員

ありがとうございます。気合が入りました。

○ 小杉委員長

他にいかがでしょうか。はい、佐藤参考人どうぞ。

○ 佐藤参考人

方針の 49 ページに、新しく追記をしていただいたところに、実施主体というところがあるかと思えます。都道府県及び市町村。島崎委員から、いろいろご意見が出されているかと思いますが、ここに実施主体としての「職員の人材の確保・育成及び専門性の向上」と追記をされているということは、これから、自治体にもそういった配慮をしてほしいということだと思うので、これは評価したいと思いますが、たとえば自立支援員さんの研修も、全国規模ではもうできなくなっている、参加していない都道府県があると伺っています。ただ、この職員の研修その他について、都道府県で任せるべきなのか、あるいは国として率先してやるべきことなのか、ここでは読めないです。ひとり親の問題というのは、貧困の問題であったり、子どもの問題であったり、母子の健康の問題であったり、あるいは女性の働き方や男性の働き方すべてに絡んできて、たくさん法律が出てきます。職員さんというのは、そのあたりしっかり把握をした上で、ましてや困難な状況にある人を面前で最初に対応する人ということになりますので、都道府県や市町村に任せて研修をするべきものなのか、逆に職員さんがそういった全国研修があって、これは必要だということであれば、母子父子自立支援員さんの全国研修への参加率あるいは協議会の加入率が上がってくると思います。ここは、全国研修をする・しない、あるいは研修率を高めるとかですね、こういったところが他の施策と違って、目標値や計画が立てられるところではないかと思えます。来年度の予算はもうすでに決まっていますので、難しいとは思いますが、ここまで書かれているのであれば、是非この予算措置をして、職員の専門性、これがやっぱり何よりも大事だということは、この委員会の中でも発言がたくさんあったと思います。この方針の中に加えられたということは、是非具体的にどうすれば、この専門人材、職員さんが育成されていくかということ、この中で検討しながら進めていただきたい、ここはもう要望というか意見になりますけれども、そこがあって初めて、これは AI、情報技術でもって処理できるかもしれないとか、そのようなことにもつながっていったり、情報を共有したほうがいいのではという次の動きにつながっていくかもしれません。逆にいうと、これはこれまでの計画にはない、新設されたものだというのであれば、是非職員さんは国のほうで全国研修を開催することなどを検討していただくのも必要かと思えます。

○ 小杉委員長

はい、ありがとうございました。ここまでのいろいろな要望が出されたところですが、事務局のほうで今の段階で答えられることはございますか。あとでということ。

たとえば今、研修は都道府県のやるべきことととなっていますが、国としての役割というものも書かれておりますか。

○ 度会母子家庭等自立支援室長

はい。今の 49 ページのところですが、これは都道府県が、都道府県・市町村が講ずべき措置に対する支援という形で、国の支援を行っていくという形になっておりますので、今後必要な対応を検討してまいりたいと思います。

○ 小杉委員長

はい、ありがとうございます。いかがでしょう。他に何かお気づきになったこと。はい、赤石参考人どうぞ。

○ 赤石参考人

私共、厚生労働省のひとり親家庭等自立促進基盤事業の国庫補助をいただいて、ひとり親のサポーターの養成講座をやっております。2日間6コマの講座ですごく人気がありまして、去年 90 人の会場を押さえましたが、皆さんとの交流ということで、70 人でお断りさせていただいて、何人か参加できなくて、本当残念な思いをされた方がいらっしゃいました。今年は決心をして、ネットでの参加をしていただくのもいいかと思っています。今は映像を使って会議などができるシステムも安価であります。Zoom というものを私共は使っていますけれども、Skype よりも電波が安定していて映像も鮮明です。そのため、講座の受講だけでなく会議なども遠隔地でできると思います。この間は、ママカフェを Zoom でしました。研修で、なかなか交通費とかも大変だと思うし、母子自立支援員さんがおひとりで、北海道でやったときでも、何の研修も受けなくて新任でなってしまうと、これが頼りですって、それが9月か10月の話ですからね。4月からずっと研修なしでやっておられるみたいな方もいらっしゃるわけです。そのため、研修受講からも、少し発想の転換をされて、参加できる、さらに、そこまで費用もかからずに、会議や研修ができると思いますので、別に言わなくてもいいことですけれども、ちょっと時間ありそうなので言いました。失礼しました。

○ 小杉委員長

はい、ありがとうございます。オンデマンドでネットを通じて研修内容というのは配布できる、そういう仕組みも一般化してきていますので、少し考えたほうがいい方向かと思っています。

○ 村上参考人

村上です。1個だけ確認ですが、資料を事前に何度か読んでいく中で、どうしても見つけられなかった文言があったので、ちょっと質問ですが、過去の専門委員会で、面会交流と養育費確保に関しての議論がされている中で、私から、子どもの権利条約や、子どもの権利という文言をきちんと入れておく必要があるのではないかとお話しさせていただいた記憶がありますが、何回読んでも生活困窮者の部分や子どもの貧困対策の対応に絡めてといった書き方のものは見つけることができませんでしたが、子どもの権利条約に即してといった書き方をすることができないのか確認したいと思ひまして、発言させていただきました。これは事務局への確認になります。

○ 小杉委員長

はい。事務局いかがですか。

○ 原田母子家庭等自立支援推進官

面会交流の部分ですか。

○ 村上参考人

面会交流と養育費確保についてですね。おそらく、書かれているところは、養育費を払うのは、ひとり親側が、あとは子どもと離れている別居親双方との関係で難しいということなどは書かれていたり、養育費確保のパーセンテージが低いから、確保をしていくことのできるようというところは書かれていたと思いますが、そもそも養育費とは子どものものだということから考えたり、面会交流をしっかりと行っていくことは、子どもの育ちにとっても非常に重要な視点でもあるので、両親のことは文言として書かれているけれども、その間にいる子どもの権利ということが、その面会交流、養育費の問題の中で、文言として存在しないのはいかがなものなのかということでの質問でした。

○ 原田母子家庭等自立支援推進官

すみません、ちょっとお答えになっているかどうかわからないですけども、4ページのところをご覧いただくと、さっき赤石参考人のほうからエビデンスと仰っていただいたところのちょっと上ですが、4ページの冒頭の部分で申し上げますと、元々あって、今回も変えていないところの記載でありますけれども、離婚、「離別後の子どもの養育においては、その養育に対する責務は両親にあり、離婚により変わるものではない。子どもを監護しない親からの養育費は、子どもの権利であるにもかかわらず、その確保が進んでいないことから、親の子どもに対する責務の自覚を促し、子どもを監護する親は子どもを監護しない親に養育費を請求し、また、子どもを監護しない親は、」とか、そういったことは書かせていただいているというところではあります。

○ 村上参考人

ありがとうございます。理解しました。

○ 小杉委員長

権利という形では明言しているということによろしいでしょうか。

今日、たぶん最後になるかと思いますが、いかがでしょう。合原委員どうぞ。

○ 合原委員

以前もお話ししたかもしれませんが、面会交流に関して地元市の事例紹介です。原因がDVということでしたが、養育費を貰うと、払うということで、いろいろ相手方には思惑はあったようですが、行政職員さんが面会交流に同行していたという事例もございますので、そういっ

たところも行政単位、地元の行政によって、大きくムラがあるとは思いますが、国の施策でも確か出していらっしゃると思いますので、これも単体含めて推進をしていきたいと思っているところです。以上です。

○ 小杉委員長

ありがとうございました。よろしいでしょうか。まだ時間は若干ありますが、本日の議論はここまでとさせていただいてよろしいですか。

それでは、本日ご議論いただきました、「母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針の見直し等について」につきまして、今日またご意見をいただきましたが、子ども家庭局において、皆様の意見を受け止めた形で、必要な修正を行っていただく、その修正内容は、委員長である私があらかじめ確認するということで進めていきたいと存じますが、皆様よろしいでしょうか。もうひとつ意見ございますか。

○ 赤石参考人

昨日資料が届いて、まだじっくり読めてない部分もあるような気がするので、追加意見があった場合はどのようにすればいいでしょうか。

○ 小杉委員長

今日言いきれなかったものがあるものについては、いつまでだったらいいですか。

○ 度会母子家庭等自立支援室長

はい、そうしましたら、来週月曜日の 17 時までにはいただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○ 小杉委員長

来週月曜日の 17 時までということで、最後のご意見があればお受けしたいということです。真摯に子ども家庭局においてこれは受け止めて、必要な修正できる限りやっただけだと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、一定の取りまとめができたということで、最後に渡辺局長から一言ご挨拶をお願いいたします。

○ 渡辺局長

はい。子ども家庭局長の渡辺でございます。委員・参考人の皆様におかれましては、昨年 10 月から 5 回にわたりまして、プレゼンテーションはじめ、毎回非常に精力的なご議論をいただきまして本当にありがとうございました。

今後は、今座長に取りまとめていただいて、まず基本方針につきましては、皆様からのご意見をいただいた上で、必要なパブリックコメントあるいは最終的には、これは告示になってまいりますので、その手続きを進めてまいりたいと思っておりますし、それ以外の法改正事項につきましては、これも次の通常国会、ここに向けての作業を進めていきたいと思っております。

それから、今日一番ご意見が多かった、今後の検討課題のところですか。おそらく、課題によっていろいろ調査を設計して、しっかりやらなくてはいけないこともあると思いますし、あるいは先ほど来ご意見も出ておりますけれども、他省庁との協議等については、もう少しこちらの立ち位置などを整理しながら進めていかなければいけないものもあると思いますので、改めてこのような場を活用して、先生方のご意見あるいは個別にもまたご指導を賜ることがあると思いますので、引き続きどうぞよろしくお願いいたします。本当にどうもありがとうございました。

○ 小杉委員長

それでは最後に、事務局から、今後の予定などについてお願いいたします。

○ 度会母子家庭等自立支援室長

はい。委員の皆様、参考人の皆様、ありがとうございました。先ほど委員長からもご発言がありましたが、本日のご意見を踏まえた修正につきましては、委員長のご確認を得た上で、追って委員・参考人の皆様にもお送りさせていただきたいと思っております。

事務局からは以上になります。

○ 小杉委員長

それでは、本日は、本日の専門委員会は、これにて閉会といたしたいと思っております。ご出席の皆様、どうもありがとうございました。

以上